

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年4月19日(2012.4.19)

【公開番号】特開2009-276748(P2009-276748A)

【公開日】平成21年11月26日(2009.11.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-047

【出願番号】特願2009-72971(P2009-72971)

【国際特許分類】

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

G 09 F 9/00 302

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月7日(2012.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像表示装置の画面を取り囲む枠部の前面に取り付けた第2の構成要素を介して着脱可能であり、前記画面に埃が付着することを防止する防塵パネルであって、

前記画面を覆って前記枠部まで及ぶ大きさであり、前記画面に対向する部分が透光性を有する防塵プレートと、

埃よりも目が細かくて収縮性を有し、前記防塵プレートの縁に沿って、隙間無く、枠状に、前記防塵プレートの背面に貼り付けられ、前記枠部と当接する枠状防塵フィルタと、

前記枠状防塵フィルタの内周に沿って、前記防塵プレートの背面に付けられ、前記第2の構成要素と互いに着脱可能に構成した第1の構成要素と

を備えることを特徴とする防塵パネル。

【請求項2】

前記第1の構成要素は、前記第2の構成要素とともに構成された面ファスナーの一部であることを特徴とする請求項1に記載の防塵パネル。

【請求項3】

前記枠状防塵フィルタが、合成ゴムからなる発泡体、樹脂からなる発泡体、及び樹脂と合成ゴムとを含む発泡体のいずれかであることを特徴とする請求項1または2に記載の防塵パネル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記目的を達成するために、本発明に係わる防塵パネルは、(a)画像表示装置の画面を取り囲む枠部の前面に取り付けた第2の構成要素を介して着脱可能であり、前記画面に埃が付着することを防止する防塵パネルであって、(b)前記画面を覆って前記枠部まで及ぶ大きさであり、前記画面に対向する部分が透光性を有する防塵プレートと、(c)埃よりも目が細かくて収縮性を有し、前記防塵プレートの縁に沿って、隙間無く、枠状に、前記防塵プレートの背面に貼り付けられ、前記枠部と当接する枠状防塵フィルタと、(d)

) 前記枠状防塵フィルタの内周に沿って、前記防塵プレートの背面に付けられ、前記第2の構成要素と互いに着脱可能に構成した第1の構成要素とを備える。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明によれば、第1の構成要素によって、防塵パネルを画面表示装置の画面の前面から容易に着脱することができる。特に、第1の構成要素に面ファスナーを使用することで、構成部品の点数が少なく、簡便な構成で、実現することができる。